

平成 22 年度第 20 回 税制調査会終了後の記者会見録

日 時：平成 22 年 12 月 10 日（金）19 時 16 分～

場 所：財務省 3 階 記者会見室

○記者

最初に、先ほどまで行われていた 4 大臣会合ですが、どのような方向性で話し合われたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

本日は温対税を中心に話をさせていただきましたけれども、決まっていない、決着をするに至らなかったということでございます。

それから、法人税について少し私の方から頭の整理というものをさせていただきましたけれども、本当に現状の報告を少ししただけで、議論に至っておりません。完全に残りましたということです。ほかのものもまだ残っておりますので、個人所得課税の部分も残っておりますが、今日は議論になっておりませんので、残念ながら休日出勤ということでございます。

○記者

今日の会合の中で大臣から、週末にも課題についてもう一度会合を開いて詰めた上で、週明けのどこかのタイミングで改めて大臣案として出したいというお話があったかと思うのですが、現在分かっているスケジュール感について少しお伺いしたいのと、どのような段取りで決めていくのかについてお聞かせいただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

この点でもまだ少し意見が分かれておりまして、今の状況から見て事務的に必要な時間も入れますと、最初は 10 日のつもりだったわけですがけれども、次に 14 日と言っておりましたが、14 日も諸般の事情から難しい。ただ、なるべく早く決着させたいということでは一致をしておりますが、何日に全部セットするということまで、その日程感の話もかなり今日は出ましたけれども、まとまりませんでした。

○記者

場合によっては、目途として 15 日以降に押す可能性というものも出てきているのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今日の感じでは、14 日は難しいという感じでございます。

ただ、後の日程も限られておりますので、そんなに延びることはできないという状況です。

○記者

そうした中でも納税環境整備、市民公益税制は、それぞれ完全に取りまとめになったかと思うのですが、この二つがまとまったことについての御所感と、あと、市民公

益税制については、篠原副大臣の方から、地方分に関してはまだ少し検討の余地があるのではないかとといった御意見も今日はあったかと思うのですが、それについては大綱をどのようにまとめていこうとお考えになっているのか。そのお話も伺わせていただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

市民公益税制、納税環境整備、これは両方とも民主党ならではの改正であると思っています。市民公益税制は、やはり「新しい公共」という概念を打ち出したことに伴って、草の根の寄附による「新しい公共」を支えようという画期的な税制であると思っています。

それで、地方も応分の負担といいますか、4対1でその負担をするという形で税額控除を分担することになっておりますので、これで十分な措置であろうと私は思っております。NPO、そして認定NPOが更に多くなり、活発化するであろうと期待をしております。

それから納税環境整備も、毎回申し上げておりますけれども、制度発足以来の国税通則法の大改正であり、国税通則法の改正というよりも新しい概念を取り入れて、納税者権利憲章を初めて日本で打ち立てる。そして、この税制の便宜とその権利を大幅に図り、増進をさせていくという内容になっていると思っております。

○尾立財務大臣政務官

技術的なことですが、篠原副大臣がおっしゃった、所得税、国税では寄附金の税額控除があるのに、地方税ではないのはいかがなものかということですが、基本的には40%と10%ということで、都道府県、市町村が条例でNPOを指定していただければ、税額控除が住民税においてもできるようになっております。

しかし、やはりこれは片山大臣もおっしゃっているように、一方的に減収をせしめるということとはできない、やらないということが我々のスタンスです。ただ、この「新しい公共」には多くの地方公共団体も賛同していただいていると思います。また、その辺りは逢坂さんの方からお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

今回の市民公益税制については、これまでの日本の常識では考えられなかったことだろうと思っています。多くの国民は、公イコール官という概念が非常にこれまで強かった。そこをそうではないのだと、公の担い手は多様だということを広げていくものになると思います。

それから、いろんな場面で語られていますが、日本にはなかなか寄附文化が育たないと言われていたわけですが、そこにもある種道を開いていくものだろう、寄附文化が育つ芽がここでできたのではないかと考えています。

それと、篠原副大臣の指摘ですが、国の対象になる団体と自治体の対象になる団体がイコールではないというものですが、それは、条例で決めるというのは少し手間が

かかるのではないかという趣旨だったわけです。

しかし、よく考えていただければ分かることですが、その自治体に仮に関係のないところでいろいろな活動をしている団体に寄附をした場合も、その自治体の住民税を控除するということは、果たして合理性があるのかどうか。それは、やはり自治体自らが判断をしていく。自治体の税の土地に帰着をしているものですから、そういう観点から、やはり自治体に自主性を与えるということには合理性があるのではないかと考えています。

ただ、制度の運用上、何か使い勝手が悪いというところが、もし、今後あるとするならば、見直していくということは重要な視点だと思っています。そういうふう to 今日の問題は受け止めさせていただきました。

○記者

今日、昼に自民党の政調会長が野田大臣のところいらして、基本的な考え方というものを出されたと思います。税法は衆参で通らないと成立しないと思うのですが、その点、野党の考え方など、何か参考になる点等があるのかどうかをお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

野田大臣と自民党の政調会長との間の話は、私は直接把握をしていないのでお答えし難いのですが、野田大臣から漏れ承った話ですと、議論がかみ合って大変良い話し合いだったと、方向性が余り違わないということで、エールを交換したかのように受け止めておりますが、詳しい話は大臣に聞いてください。

○記者

政府の社会保障改革検討本部から出した紙を見ますと、23年半ばまでに、税制の抜本改革の工程表と併せて成案を得ると書いてあります。来年度改正で手一杯だとは思いますが、その半年という期間で、抜本改革の道筋をつけたいというふうに読めるのですが、この点について御所見と、どのように取り組むかという考え方を教えてください。

○五十嵐財務副大臣

正に、そのとおりだと思いますので、日本の財政の状況、それから日本の社会保障の前途に対する国民の不安感というものを解決していかなければいけないということでございます。急ぐということだろうと思います。23年の半ばまでと指定されていますから、6月が半ばですけれども、そのころまでに基本的な方針を固めるということで、税調としても精力的に今後検討しなければいけないというのは、そのとおりであろうと思います。

○記者

年明けからかなり精力的にやるということによろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことになると思いますが、実際には、予算審議、税の改正法案の論議が衆参両院でございますので、本格的に詰めてというのはその後になるかと。でも、そういう方針が出されていますので、それに従って対応するというにはなるだろうと思います。

○記者

まず、国税ですが、航空機燃料税の取扱いですが、結論が持ち越しになっています。かなりぎりぎりのところまで来ておりますが、これを実施するのか、しないのか、それとも一部実施するという方向で行くのか、今後の見通しについて、具体的にお聞かせ願いたいのですが。

○五十嵐財務副大臣

引下げの方向で調整を続けているということは事実だと思います。

○記者

引下げの率などの具体的な調整段階という理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことだと思います。

○記者

住民税ですが、住民税の生命保険料控除の廃止について検討されておりますけれども、先日の民主党の税制改正PTでもかなり厳しい意見が出ておまして、かなり党内では異論が強いのかと思います。これは大綱に盛り込む方向でいくのか、それともその辺りは状況として厳しい状況なのか、現状認識をお聞かせ願えますでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

結論から申し上げますと、まだ結論が出ていません。ただ、御案内のとおり、地方税の性格を考えると、政策誘導的なものというのは極力、昨日の神野委員長からの話もあったとおり、そういう方向で考えてみるならば検討の余地はあるのだらうと思っています。

その中でも、とりわけ一般生命保険料の加入率が非常に高いという現状にかんがみると、仮に政策誘導を認めるにしても、住民税に入れている意味合いはどうなのかという観点もまだあるかと思っています。いずれにしても、まだ結論が出ていないということで御理解ください。

○記者

環境税ですが、今日、大臣から使い道と支援策について調整が続いているという話があったのですが、どの辺りの調整が難航しているのかお聞かせいただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

環境税については、将来の姿とか、そういうことも含めて、頭に置いて議論しておりますので、どこが難航しているかと言われても困るのですが、例えば、吸収源とい

う価値をどう見るのかとか、地方で環境対策をいろいろやっているけれども、地方支援をどういうふうに見るのか。そもそも論のところはかなり議論が今日あったと考えていただきたいと思います。結論は出ませんでした。

○記者

会計検査院から問題点を指摘されていた中小企業の優遇措置の見直しですが、24年度に先送りされる理由を改めてお聞かせ願えますか。

○五十嵐財務副大臣

会計検査院の指摘の問題点は、中小優遇措置ではなくて中小企業の中で大企業以上に利益を上げているようなところがあると。そういうところまで中小企業の恩恵を与えていいのかという御指摘と聞いておりますけれども、この場に来て、ルールを直ちに変わるわけにはまいりませんので、少しその実態を確かめながら、調査しながら、先に検討しましょうということと理解いたしております。

○記者

直ちにルールを変えるわけにはいかないということ、もう少し具体的にお願いしますか。

○尾立財務大臣政務官

これは会計検査院の指摘だということでは始まっておりますが、実は会計検査院がどういう企業を、どこまで調べたかという概略は出ているのですが、個々の企業についてのデータが検査院の独立性の面から秘密情報だということでは出せないということになっておりまして、経済産業省で改めて実態調査をし、確証を持った上で今後中小企業向けの租税特別措置の見直しなどに、もし必要ならば、反映させていくという考え方が整理されたということです。1年間実態調査をやるということになりました。

○記者

細かい話で恐縮ですけれども、ゴム溶剤等の特定用途に使われる揮発油の免税措置の恒久化ですけれども、これはゴム溶剤等の「等」に含まれるものは、他にどういうものがあるのか教えてください。

○尾立財務大臣政務官

それは今、手元に持っていないので、また後ほどお知らせしたいと思います。

○記者

法人税については、4大臣会合には至っていないということでしたけれども、現状については、その後経済産業省とのやり取りにおいて、どのような調整が図られているのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

まだ正確なことが伝わってきておりません。先日、伝えられた時点では、数千億円、5,000億円でしたね。その程度の話で、それもどこまで詰まっている話なのか不明でございます。経産省あるいは経済界の方は、実効税率5%引下げを前提として、どこま

で協力できるかというお話だと思いますけれども、ではその前提ではない場合はどうなのかとか、そういうこともまだよく分かっておりません。

[閉会]